

報告第5号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年6月26日提出

天理市長 並 河 健

専決第6号

専 決 処 分 書

平成26年11月18日午前11時50分頃天理市役所北側地上駐車場で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成27年6月17日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 87,674円